

がん対策基本法(以下、基本法)の制定から7年経過しました。この間、がん診療連携拠点病院の整備やがん医療を担う専門的な医療従事者の養成などが計画的に進められるとともに、対策評価のアウトカム指標としていた「がんの年齢調整死亡率」が低下傾向で推移するなど、一定の成果が得られたといわれております。

また、基本法に基づき平成19(2007)年6月に策定された「がん対策推進基本計画(以下、基本計画)」では、緩和ケアの充実、がん治療における放射線療法と化学療法のさらなる充実、がん登録の強化などを重点課題として、各種施策が推進されました。しかし、これらの課題に関する施策の成果はまだ十分とはいえず、がん予防施策(喫煙対策、肝炎ウイルス対策など)、がん医療の提供体制や働く世代のがん対策(検診受診率、患者の就労支援)などの地域格差も依然として大きいのが実情です。

このような状況を踏まえ、平成24(2012)年6月策定の新たな基本計画〔第2期：平成24～28(2012～2016)年度〕では、これまでの重点課題に加えて、新たにがん患者の就労を含めた社会的な問題への対応や小児がん対策なども重要な課題と位置づけられました。死亡率低下などの目標に加えて、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を大目標に掲げた計画であり、国や地方公共団体、医療機関、大学、専門学会などに限らず、がん患者を含めた国民も一体となって目標達成に向けた対策に取り組むことが求められています。さらに予防面では、がんの予防方法の確立に向けて、予防介入効果や検診有効性などの評価のための大規模疫学研究の戦略的な推進が求められています。

そこで本号の特集では、新たな基本計画(第2期)の背景にある課題を浮き彫りにするとともに、今後の重点課題への対応を含めた対策強化のあり方について、幅広い視点から解説や提言などをいただきました。

